

第4期 群馬県教育振興基本計画

2024年4月～2029年3月

群馬県教育ビジョン

自分で考えて、
自分で決めて、
自分で動き出す



群馬県
群馬県教育委員会

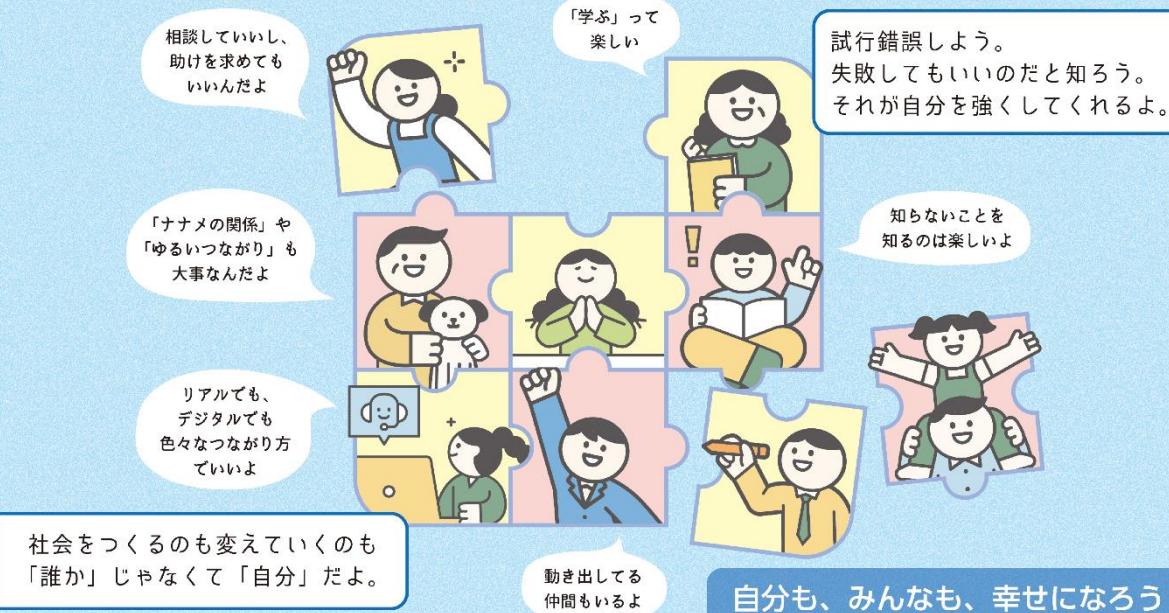
第4期 群馬県教育振興基本計画 群馬県教育ビジョン

計画期間：2024年4月～2029年3月



最上位目標

自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて
-ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける「自律した学習者」の育成-



— これからの時代を生きていく私たちに必要なこと —

自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す

人は、誰しも、生まれついて 自分と社会を
より良くしようと願う意志や原動力を持っている。

- 一人一人が、自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す「自律した学習者」であること
- 子どもと大人が、お互いを主体として認め合い、協力しながら社会を作っていくこと
- 地域と、学校と、家庭が、協力して学びの場を作り、共に学び続けていくこと

現状の課題



- 私たちの（子どもたちの）主体性や社会参画への意識が弱いとされるのは何故か？
- 良かれとの思いから、失敗しないように先回りして与えすぎる教育が、生まれつき持っていた自ら成長する力（エージェンシー）を損なっていたのではないか？
- これまで以上に先行きが不透明とされる時代に必要な力は、どんなものなのか？

より良くしたい気持ちは
誰もが持っている。
大人も 子どもも それぞれが
社会を形成するメンバーだ。

—持ち続ける視点①—
大人も、子どもも、
社会的な“一人の主体”



自分で考えて、自分で決める

群馬県の教育が目指す学び

自らが主語となる学びを
つくり、
深めていく

対話と
交流により、
信頼関係を
築いていく

生涯にわたり
学び続ければ
喜びを実感し
共有していく

目指す学習者像実現のための5つの重点政策



1

変化の激しい社会に対応できる 資質・能力の育成

発達段階や個性、興味関心に応じた一人一人の主体的な学びを通じて、知識・技能等の認知能力と学びに向かう力等の非認知能力を相互に強化しながら身に付ける

- 自ら学びをつくる力の育成
- 自ら考え、判断し、行動できる力の育成
- 自立の基盤となる
資質・能力の育成



2

多様性を尊重し、 協働する力の育成

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばすとともに、一人一人が自分を大切にし、異なる状況にある他者を尊重し、対話や交流を行い、互いにとって良い方向を見い出そうとする姿勢を身に付ける

●特別支援教育の推進

- 互いを理解・尊重する活動の推進
- 多様な価値観を踏まえた
協働の推進



3

自分と社会をより豊かにする 生涯にわたる学び

人生100年時代において学びながらの興味関心に基づいて社会に貢献する学びや、文化・芸術との連携により、それぞれの学習者の個性やニティの基盤形成につながる学びを目標とする

- 主体的に社会の形成に貢献する学び
- 社会教育や体験活動等による
多様な学びの充実

群馬の教育を推進する基盤となる5つの重点政策



1

「人」を支える取組の充実

教職員が能力を最大限に発揮できる環境を整備することで、児童生徒と教職員が生き生きと学び合える学校を実現する

●教職員の働き方改革

- 就業時間の柔軟化
- 就業場所の柔軟化
- 就業形態の柔軟化



2

これからの時代の学びを支える 施設・設備整備の推進

時代に応じて変化していく学びに対応するため、将来を見据えた施設・設備等の整備を推進する

●県立学校の再編整備及び 施設・設備整備の推進

- 新設校舎の建設
- 改修校舎の整備
- 移転校舎の整備



3

これからの時代 見据えた体制

学習者が活躍する将来の社会能力を育む教育を推進するために対応できる教育体制を整備する

- 学校の魅力向上
- デジタル学習基盤の整備
- インクルーシブ教育体制整備



決めて、自分で動き出す

旨す 5 つの学習者像

わたり
続ける
実感し、
ていく

多様性を
尊重し、
互いに
認め合う

社会課題を
自分事化して、
行動に移す



※「目指す学習者像」は、5つの独立した人物像ではありません。
一人の人に濃淡はあっても身に付けてほしい要素として位置付けています。

“学び”は学校だけじゃない。

様々なつながりで
様々な場所で
様々な学び合いを。

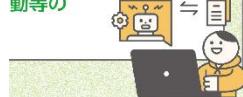
— 持ち続ける視点② —

学校で、家庭で、地域で…
自ら学び育つ、共に学び育つ

3 豊かにするための 学びの支援

学び続ける意欲を高め、自
社会課題を自分事化して深
との関わりを深めること等
者の自己実現や地域コミュニ
がる学びを豊かにすること

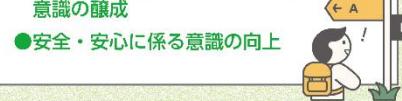
並に参画する態度の育成
活動等の



4 心と体の健康に対する 理解と向上

自他の生命の大切さを認識し、心と体の健康に関する基本的な知識を身に付け、心身相関の関係性等を理解して実践につなげることで、全ての学びの基盤である心身を整える術を身に付ける

- 心と体の健康への理解と意識向上
- 身体活動の充実とスポーツを楽しむ意識の醸成
- 安全・安心に係る意識の向上



5 時代の変化に対応した 教育イノベーションの推進

教育の「不易(変わらない本質)」の部分も「流行」の部分も大切にしながら、県を挙げて「始動人」(自分の頭で未来を考え、動き出し、生き抜く力を持つ人)の育成につながる新しい取組に挑戦する

- 自分で考え動き出す【課題解決能力育成】
- デジタルツールを使いこなす【デジタル人材育成】
- 世界に目を向ける【グローバル人材育成】
- 教育DX【DXを基盤とした新しい学びの確立】
- 全ての人が活躍できる【誰一人取り残さない学び】



3 時代の学びを 本制の整備

社会に必要とされる資質・
るため、新たな学びの在り
を整える

の整備

育推進に向けた



4 学びの充実に向けた 様々な主体による連携・協働の推進

学びを学校だけで完結させず、「家庭」「学校」「地域」「行政機関」「民間団体・企業」等の連携・協働により、学校教育・社会教育が相互に関わりを持ちながら、自己実現や持続可能な地域コミュニティの基盤となる生涯にわたる学びを広げていく

- 「地域とともにある学校」・
「学校とともにある地域づくり」
に向けた取組の充実
- 生涯学習・社会教育を推進する環境整備



5 全ての子どもの学びを 支援する取組の充実

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす教育を目指し、教育費負担の軽減を図りつつ、個別の課題を抱える子どもに対して、「教育」と「福祉」「保健」「医療」「司法」「地域」「民間団体・企業」等の連携により、年齢や背景の多様性等に応じた支援を行う

- 教育に係る経済的支援
- 不登校児童生徒等への支援の充実
- 様々な背景要因により本来持つしなやかさや力強さを發揮しづらい子どもに対する支援



I はじめに

群馬県教育ビジョンの策定に向けた想い

【児童生徒の皆さんへ】

自分も、みんなも、幸せになろう——それが、この「群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）」に込めた願いです。

皆さんの人生をどのようなものにしていくかを選択し、決めていくのは、他でもない皆さん自身です。

私たちは、日々の生活や学びを通して、自分を知り、自分の強みや弱みを理解し、試行錯誤を重ねて、時には失敗しながらも、より良い自分と幸せを求めて生きています。

そして、私たちは、自分の人生の主人公であると同時に、自分が生きているこの「社会」の一員でもあります。

児童生徒の皆さん——時に、「子ども」と呼ばれる皆さんもまた、「大人」と同じ「社会」を形成している主体（メンバーの一人）なのです。

ニュースやSNSの中で、「社会が悪い」、「社会のせいだ」という主張を目にしたことはありませんか？「社会が悪いのだから仕方がない」、「社会なんて変えられない」そんなふうに感じてはいませんか？

けれど、「社会」というものは、「自分以外の誰か」のことではありません。

誰かが勝手に決めているから、自分ではどうしようもない——そのように思うことはありません。何故なら、社会を構成するメンバーの一人である皆さんは、「社会」を変える力を持っているからです。

一人きりで今すぐに社会を変えることは難しいかもしれません。それでも、周りの人と話し合い、協力し、より良い解決策を探しながら行動していくことで、「変化」を生み出すことは可能です。

人は、誰しも、生まれついて、自分と社会をより良くしようと願う心や、そのために必要な力を持っています。

この計画の内容を考えるときに、高校生と大学生が参加するワークショップを行いました。そこでは、「後輩に引き継ぎたい理想の学校はどんな学校か」、「学校に留まらない、これからの中未来に向かう学びは、どのようなものになるとよいか」について意見を出し合いました。「生徒が主体的に動ける学校になるとよい」、「自分に合わせて意欲的に学べて、先生がサポートしてくれる環境が多くあるとよい」、「横（学校や各自のコミュニティ）や縦（年代）の広がりのある学びになっていくとよい」といった意見が多く出ました。

こうした「自分とみんなのために動きたい」、「そのために自分の意志で学びたい」という気持ちを伸ばしていくのか、それとも損ねてしまうのか。それは、皆さん自身の考え方次第です。また、周りの大人の関わり方や環境によっても変わるでしょうし、そこには教育の在り方も大きく影響すると考えています。

群馬県教育ビジョンでは、児童生徒の皆さんを「一方的に教えられ、守られるだけの子ども」とは考えません。皆さんそれぞれの年齢や状況に応じて、自分の頭で考え、判断し、行動できるようになるための力を身に付けてほしいと願っています。

群馬県の教育をより良いものにしていくために、更には、この社会をより良いものにしていくために、児童生徒の皆さんと私たち大人とが、共に力を合わせていけたら素晴らしいことだと思います。

【保護者、教職員、地域の方々… この計画を目にするすべての皆さんへ】

前ページの児童生徒の皆さんに向けた文章は、私たち大人にも共通したメッセージです。ここでは、もう少し深く群馬県教育ビジョンの策定に向けた想いをお伝えします。

[失敗を恐れない心]

周りを思いやる心と慎ましさ、和を重んじる態度や規範意識の高さ等は、日本人に特徴的な美德として、海外の国々から非常に高く評価されています。これらの美德は、今後も持ち続けてほしい素養と考えています。

その一方、日本人の特性として、同調圧力の強さも指摘されています。周囲と異なるもの、異なる行動を忌避し、新型コロナウイルス禍の中で散見されたように、場合によっては集団による攻撃的な行動に発展することさえありました。

こうした美德や特性は、いずれも国際比較で明らかな、日本人の「失敗を極端に恐れる」ことの別の側面です。

この傾向は、日本人の大人にも子どもにも共通しており、日本社会の「生きにくさ」につながるものと考えています。失敗を恐れ、挑戦を回避する傾向は、現在の日本社会を覆う停滞感や閉塞感の一因でもあります。

自分自身が試行錯誤しながらも挑戦できるようになり、同時に、何かに挑戦しようとする他者を素直に認められる——そんなふうに私たちの意識を変えていくことが必要です。

[対話する力]

社会の中で、人と関わり合いながら生きていくためには、自分と他者の間に意見や利害の対立が生じることは、当然あるものと受け止めることができます。

意見の相違や利害の対立を安易に回避したり、一方的に相手をやり込めたりするのではなく、互いの意見を尊重しながら、対話を重ね、お互いにとって、より良い道を探っていく姿勢を身に付けることが大切です。

和を重んじるあまり、対話を避け、一方的な忍従を強いる場面も少なくありません。

「対話する力」を身に付け、利害の対立や紛争を調整する経験や、そのためのトレーニングは、日本人に不足しているとされる要素の一つです。

[自律する力]

何が重要か自ら判断し、問いを立て、解決を目指していく力が重要です。そうした「自律する力」を育むのは「主体的な学び」です。

いつも「誰かが決めてくれる」のであれば、「自分で考える」必要はありません。

国際比較で指摘される日本の若者の「国」や「社会」に対する「当事者意識の低さ」の要因の一つとして、ときに「与え過ぎる教育」があるのではないかと考えます。

常に受け身であり続ける教育の中にあっては、「主体的な学び」は育ちません。

子どもたちは、元々、自分で考え、友達と話し合い、決定して、行動する力を持っています。

[エージェンシー]

今、私たち大人に必要なのは、子どもたち自身の力を信じることです。

これまでに経験したことのない急激な人口減少とICTの加速度的な技術革新が進む予測困難な時代を生きていく子どもたちには、1つの正解を早く正しく導き出す力だけでなく、答えが1つではない課題にみんなで協働しながら積極的に取り組んでいける力を身に付けることが、これまで以上に重要です。

人は、誰しも、生まれついて、自分と社会をより良くしようと願う意志や原動力を持っています。これを「エージェンシー」と呼びます。

群馬県は、今、「エージェンシー」という言葉をこの計画で提示します。

「エージェンシー」を血の通った取組へとつなげていくことで、それぞれの子どもたちと、社会全体のより良い未来を実現していきましょう。

令和6年（2024年）3月

群馬県教育委員会

○ 目 次

I はじめに	
群馬県教育ビジョンの策定に向けた想い04
目 次06
第1 群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）策定の基本的な考え方	
1 「新・群馬県総合計画」に基づきます08
2 「群馬県教育ビジョン」では、今後5年間の教育施策の理念と方向性を示します08
3 「群馬県教育ビジョン」の位置付けと「新・群馬県総合計画」 及び「国第4期教育振興基本計画」等の関連性09
4 「群馬県教育ビジョン」の期間09
5 「群馬県教育ビジョン」を定める範囲09
6 「群馬県教育ビジョン」の構造09
7 「群馬県教育ビジョン」の推進と進行管理10
「群馬県教育ビジョン」の位置付けと構造イメージ図11
第2 教育を取り巻く環境	
1 教育と子どもの権利12
(1) 世界の教育と子どもの権利12
ア 私たちの未来を共に再想像する：教育のための新しい社会契約 (Reimagining Our Futures Together: A new social contract for education)	
イ 教育変革サミット (Transforming Education Summit :TES)	
ウ OECD Future of Education and Skills 2030 ("OECD Education2030")	
エ 「子どもの権利条約」4つの原則	
(2) 日本の教育と子どもの権利16
ア こども基本法の成立・施行とこども家庭庁の設置	
イ 国第4期教育振興基本計画の策定	
(3) 日本の経済状況と教育の関わり18
2 群馬県の状況18
(1) 本県における教育計画の策定経過18
(2) 本県に特有の課題など18
ア 本県の人口減少を巡る状況	
イ 気象状況の変化や自然災害の状況	
ウ 新型コロナウイルス (COVID19) パンデミックの影響とDX (デジタル トランسفォーメーション) や生成AI等の技術革新の進展	
エ 本県の経済と今後の産業政策の方向性	
(3) 群馬県の教育の現状20
ア 児童生徒数の急激な減少	イ 学習に関する状況
ウ 生活習慣・生活規律の状況	エ 体力・運動能力の状況
オ 特別支援教育の状況	カ 外国人児童生徒の状況
キ 不登校児童生徒の状況	ク 非認知能力育成に係る取組
ケ インクルーシブ教育の方向性	コ 公立学校教職員の状況
(4) 第3期群馬県教育振興基本計画の主な成果と課題25
コラム 「OECD ラーニング・コンパス」(第1回外部ヒアリングから)26
コラム 「ウェルビーイング」(第2回外部ヒアリングから)27

II 総 論	
1 最上位目標30
(1) 最上位目標の意図	30
(2) 「ウェルビーイング」の向上と「エージェンシー」と「コンピテンシー」30	30
(3) 「エージェンシー」と「コンピテンシー」への教育の関わり31	31
(4) 「対話」と「交流」による信頼関係.....32	32
(5) 「集団」と「個人」の関わり方.....32	32
(6) 「自律した学習者」とは.....33	33
コラム 「誰一人取り残さない」という表現について（計画策定懇談会の議論から）	34
2 群馬の教育が目指す学習者像35
学習者像① 自らが主語となる学びをつくり、深めていく	35
学習者像② 社会課題を自分事化して、行動に移す	35
学習者像③ 多様性を尊重し、互いに認め合う	35
学習者像④ 対話と交流により、信頼関係を築いていく	36
学習者像⑤ 生涯にわたり学び続ける喜びを実感し、共有していく	37
コラム 人生 100 年時代の“生涯学習”（計画策定懇談会の議論から）	37
3 目標実現のために持ち続ける視点38
視 点① 大人も、子どもも、社会的な”一人の主体”	38
視 点② 学校で、家庭で、地域で…自ら学び育つ、共に学び育つ	38
コラム 2023 年 8 月 22 日「第 3 回外部ヒアリング」について	40
4 今後 5 年間の教育の重点政策（概説）41
(1) 目指す学習者像実現のための重点政策 政策①～⑤.....41～43	41～43
(2) 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策 政策①～⑤.....44～45	44～45
コラム 「多様性」への理解について－計画策定懇談会の議論から－	46
III 各 論	
1 目指す学習者像実現のための重点政策47
政策① 変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成	48
政策② 多様性を尊重し、協働する力の育成	52
政策③ 自分と社会をより豊かにするための生涯にわたる学びの支援	56
政策④ 心と体の健康に対する理解と向上	60
政策⑤ 時代の変化に対応した教育イノベーションの推進	64
2 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策67
政策① 「人」を支える取組の充実	68
政策② これからの時代の学びを支える施設・設備整備の推進	70
政策③ これからの時代の学びを見据えた体制の整備	72
政策④ 学びの充実に向けた様々な主体による連携・協働の推進	76
政策⑤ 全ての子どもの学びを支援する取組の充実	80

第1 群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）策定の基本的な考え方

1 「新・群馬県総合計画」に基づきます

(1) 県最上位計画：「新・群馬県総合計画」の構成
令和2年（2020年）度に策定された「新・群馬県総合計画」は、県政を運営するための基本方針となるものです。

県総合計画は2040年の目指す姿を描いた「ビジョン」と、これを踏まえて、2030年までに重点的に取り組む具体的な政策を体系化した「基本計画」の二段階で策定しています。

【ビジョン（20年）】

群馬から世界に発信する「ニューノーマル」～誰一人取り残さない自立分散型社会の実現～
2040年までの群馬県を取り巻く様々な環境の変化を見通した上で、県民の幸福度向上に向かた「目指す姿」と「実現へのロードマップ」をバックキャスト思考で描いています。

● 計画期間 2021年～2040年（20年間）

※計画期間中も、常に時代の大きな変化を読み取り柔軟に対応します。

● 目指す姿

「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」

【基本計画（10年）】

● 計画期間

2021年～2030年（10年間）

※5年経過時に見直しを行います。

● 施策体系

ビジョンで描く2040年の姿を実現することを目標に、3つの視点から政策と施策を体系化しています。

[ロードマップ]

ビジョンで描く2040年の姿を実現するための施策を、ビジョンで示した政策の柱ごとに、ロードマップの形で体系化

[分野別・SDGs別重点施策]

2030年までの重点施策を分野別・SDGs別に体系化

【地域の土壤と施策展望】

県内の11地域の固有の価値である自然、歴史、文化等と今後の施策を展望

(2) 県総合計画が目指す教育像：「始動人」の育成

県総合計画では、「始動人」の輩出を掲げています。「始動人」とは、群馬県で定義した言葉で「自分の頭で考え、他人の目指さない領域で動き出す人」です。いわゆる従来の日本の教育が理想としてきた画一的な「優等生」ではなく、学力だけではない群馬の教育が理想とする「個性」として、次のような力を持った人としています。

- ・自分の頭で未来を考える力
- ・動き出す力
- ・生き抜く力

群馬県教育ビジョンでは、この「始動人」の概念を核として、より拡張した概念として、最上位目標に「エージェンシー」という言葉を掲げます。これは、人は生まれながらに自分と社会をより良くしようとする意志を持っていることを表すものであり、上記の「始動人」の考え方にも、自分と他者を尊重すること、社会課題を自分事化すること、創造的な対話により問題の解決を図ろうとすること等の要素を加えて、群馬県で再定義したものです。

（⇒「エージェンシー」については、P30「ウェルビーイング」の向上と「エージェンシー」と「コンピテンシー」へ）

2 「群馬県教育ビジョン」では、今後5年間の教育施策の理念と方向性を示します

変化が激しく、先行きが不透明で将来の予測が困難な現代においては、これまでにも増して、教育の果たす役割は大きくなっています。

従来の価値観や将来への展望が通用せず、急激な社会の転換が図られる時代にあっては、一人一人が、自ら考え、判断し、責任をもって行動することが、より重要になってきます。そのためには、全ての人たちが生涯にわたって自ら学び続けていくことが必要です。

それ故に、群馬県では、この計画の対象を「学習者」としました。いわゆる「学校」に通う児童や生徒だけでなく、大人も子どもも誰もが同じように

「学び続ける者」、すなわち「学習者」であること前提としています。

学校現場では、令和4年（2022年）度から新しい学習指導要領¹が、全ての学校種で完全実施されています。

現在（令和5年（2023年）度末）の学習指導要領では、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景を踏まえ、資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に改めて整理しました。その上で、学校教育を学校内に閉ざすことなく、地域や社会と連携・協働することで、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を重視するとしています。

また、各学校においては、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図るものとし、各教科等の指導においては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うとしています。

上記の学習指導要領に基づき、学校現場では、教職員が児童生徒の個別最適な学びと協働的な学び²を推進し、主体的・対話的で深い学びのための取組を重ねています。

更に、令和4年（2022年）12月に「生徒指導提要³」が12年ぶりに改訂されました。この改訂では、「積極的な生徒指導の充実」、「個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映」、「学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映」の3点がポイントとなっています。

これら様々な要素を踏まえて、今後、5年間の本県の教育の方向性を示す「第4期群馬県教育振興基

本計画（以下、「群馬県教育ビジョン」という。）」を策定します。

3 「群馬県教育ビジョン」の位置付けと「新・群馬県総合計画」及び「国第4期教育振興基本計画」等の関連性

群馬県教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づいて定める本県における「教育の振興に関する基本的な計画」です。

群馬県教育ビジョンは、「新・群馬県総合計画」の下で、「第2期群馬県教育大綱」と並ぶ群馬県の教育分野における最上位計画に位置付けます。

群馬県教育ビジョンは、国の第4期教育振興基本計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）を参考した上で、策定しています。

4 「群馬県教育ビジョン」の期間

令和6年（2024年）4月から令和11年（2029年）3月までの5年間とします。

5 「群馬県教育ビジョン」を定める範囲

群馬県教育ビジョンにおいては、他の分野の計画で取組方針が定められているものであっても、各分野の施策と密接に連携し、教育施策として主体的に取り組んでいく必要があるものについては、取組方針を定めます。

6 「群馬県教育ビジョン」の構造

群馬県教育ビジョンは、総論と各論で構成します。

また、群馬県教育ビジョンを踏まえた具体的な取組や事業、進行管理に係る指標等は、計画期間の各年度当初に作成する「ぐんまの教育202□－基本方針と主要事業－」に掲載します。

¹ 学習指導要領：全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づいて定める各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。

² 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（令和3年（2021年）1月26日中央教育審議会答申 第228号）

³ 生徒指導提要：文部科学省が、小学校～高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるように、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したもの。

(1) 総論

今後5年間の本県教育における「最上位目標」を示し、それを分解・具体化した目標として「群馬の教育が目指す学習者像」を置きます。そして、それらの目標実現に向けて、常に意識すべきものとして「目標実現のために持ち続ける視点」を置くこととします。

更に、掲げた目標（＝理念）と実際の各施策等とのつながりを明確にするため、「今後5年間の教育の重点政策」を置き、「目指す学習者像実現のための5つの政策」と「群馬の教育を推進する基盤となる5つの政策」の二つに区分して示します。

(2) 各論

総論で示したそれぞれの重点政策について、各論では、「趣旨」、「取り巻く環境」、「主なテーマ」、「具体的な施策」、「関連施策」を整理します。

(3) 「ぐんまの教育2020—基本方針と主要事業—」

計画期間中の毎年度当初に「今後5年間の教育の重点政策（以下、「重点政策」とする。）」に連なる具体的な事業や取組を整理するとともに、重点政策の進行管理に係る事業ツリー及び指標等を掲載します。

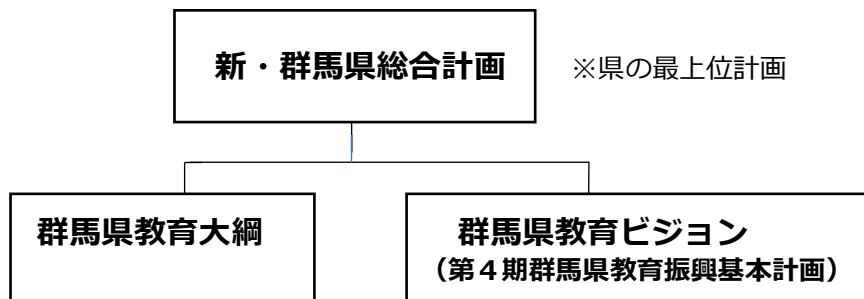
7 「群馬県教育ビジョン」の推進と進行管理

事業年度終了後、「ぐんまの教育2020—基本方針と主要事業—」に掲載した事業ツリーや指標等について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく「教育委員会の点検・評価」の一環として、外部有識者から成る点検・評価委員会による点検・評価を毎年実施し、議会に報告します。

「教育委員会の点検・評価」で得られた意見や評価結果を次年度事業の見直しや改善等に速やかに反映させることで、教育行政におけるPDCAを的確かつ早く回していきます。

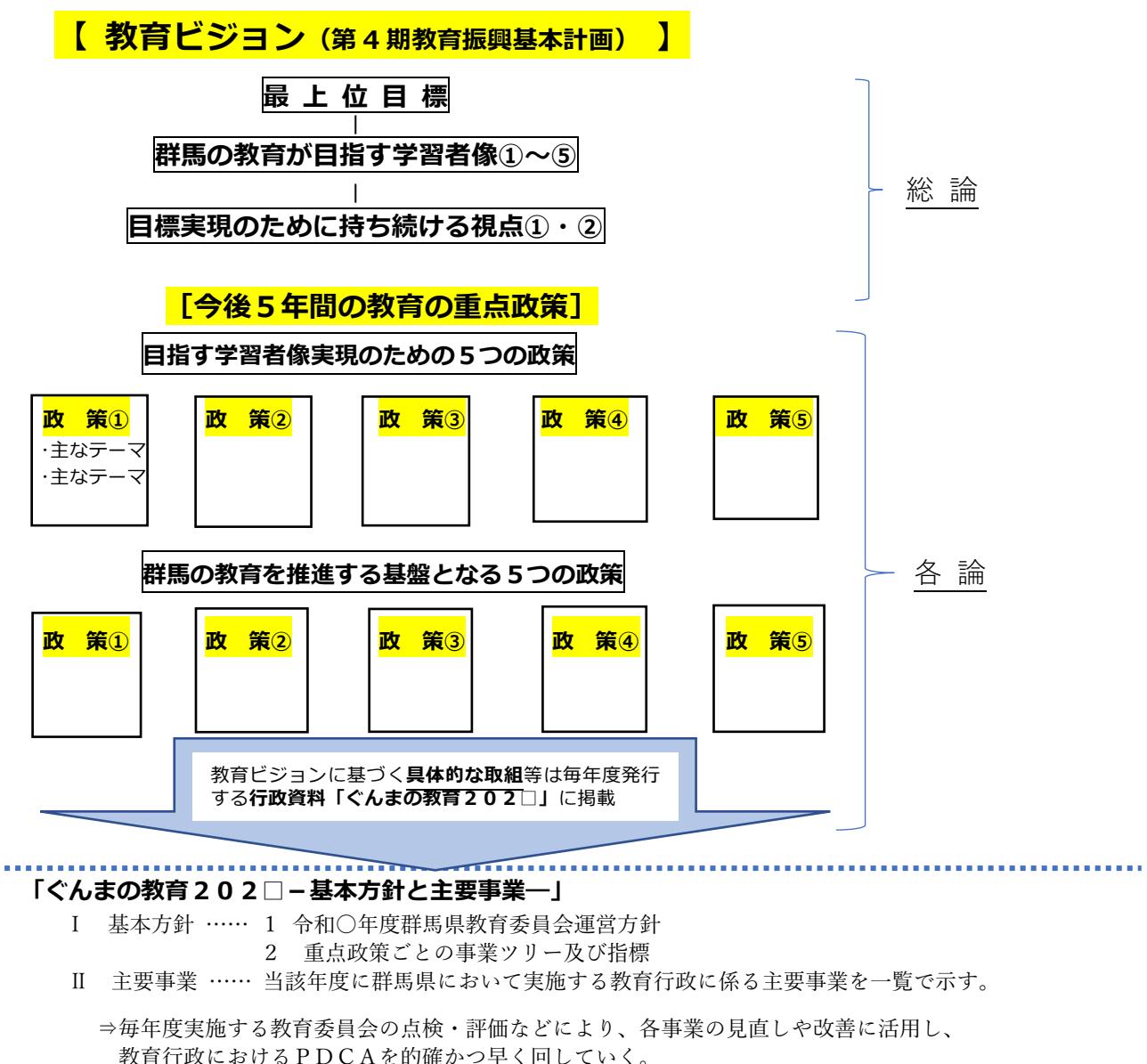


群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）の位置付け



※群馬県教育大綱と群馬県教育振興基本計画は、いずれも県の教育分野における最上位計画

群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）構造イメージ図



第2 教育を取り巻く環境

1 教育と子どもの権利

(1) 世界の教育と子どもの権利

ア 私たちの未来と共に再想像する

: 教育のための新しい社会契約⁴

(Reimagining Our Futures Together:
A new social contract for education)

2021年11月ユネスコ（国連教育科学文化機関）では、「教育の未来プロジェクト（Futures of Education-Learning to Become-）」として、「教育の未来に関する国際委員会」から「私たちの未来と共に再想像する：教育のための新しい社会契約」という報告書が提示されました。

これは、75年前のユネスコ創設以来、社会変革の重要なタイミングで「教育の役割を再考すること」を目的として作成された報告書のうち、最新のものです。

報告書では、「教育のための新しい社会契約」として、2050年以降を見据えた共通の世界と共に未来を形成する上で、教育がどのような役割を果たせるのかを問いかけ、次の2つの基本原則を掲げています。

- 人々に生涯を通じて質の高い教育を受ける権利を保障すること
- 公共事業及び共通善としての教育を強化すること

この報告書の中では、「教育学」は、協力と連帯の原則に基づいて編成されるべきであり、生徒たちが共感と思いやりを持って協力し、世界を変えるための知的、社会的、道徳的能力を育むためのものであるとしています。

「カリキュラム」は、生徒が知識に接して、新たな知識を生み出すことを支援し、また批評し、応用する能力を開発できるような学習に重点を置くべきとしています。

「教師」は、知識の生産者であり、教育と社会の変革における中心人物として、より専門化

され、評価されるべきとされました。教師の仕事は、個人が全責任を負うような孤独なものではなく、コラボレーションとチームワークこそが特徴となるべきとされました。

また、子どもたちの自主性と自由がサポートされるべきことや、子どもたちが、教育の将来に関する公開討論や対話に全面的に参加しなければならないことが掲げられています。

人生の長期化を前提として、様々な文化的・社会的空間における教育機会の拡大が必要であり、人々は生涯を通じて、有意義で質の高い教育機会を得る必要があるとされました。

また、教育とは、学校や正式な機関のみで行われるものではなく、むしろ多くの社会空間において人生を通じて経験されるものなのだと、認識を改めるべきとされました。

同時に、世界に共通する傾向として、生涯学習が職業に関連した意味合いに矮小化されがちであることへの懸念が示されています。

「教育の目的」の再定義も提示されました。従来の教育制度を、「短期的な特権や快適さは、長期的な持続可能性よりも重要である」という誤った信念を植え付けて、「個人の成功、国家間の競争、経済発展の価値を強調し、連帯、相互依存関係の理解、お互いと地球への配慮を犠牲にしてきた」ことを改めるべきであり、地球環境との共存を目指す価値観への転換が重要であるとされました。

イ 教育変革サミット⁵

(Transforming Education Summit :TES)

2022年9月、第77回国連総会に合わせて「教育変革サミット」が開催され、事務総長名で教育の変革の必要性を掲げる緊急提言が発信されました。

緊急提言では、前述のユネスコの教育の未来に関する国際委員会による報告書「教育のための新しい社会契約」を踏まえ、21世紀の教育の目的と内容を根本的に問い合わせ直す必要があるとし

⁴Reimagining Our Futures Together:
A new social contract for education
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000379707.locale=en>

⁵Transforming Education Summit :TES
<https://www.un.org/en/transforming-education-summit>

て、その前提となる「教育の危機」を明示しました。

多くの普遍的な問題に加え、より深刻な「教育の危機」として、従来の教育制度と現代社会の間で、ニーズの乖離が生じていることが指摘されました。

従来の教育では、急速に進歩する現在の世界で必要な知識・スキル・価値観等が身に付かないことや、教師もまた十分な訓練を受けられず、時代遅れの役割や指導方法に縛られていること等です。

「教育の危機」は、2019年後半に拡大した新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミックによって急速に悪化すると同時に顕在化しました。

パンデミックによる教育の損失を回復し、気候変動や貧困、不平等や紛争の拡大等、数多くの課題を解決するために、教育制度を再考し、教育の地位を回復しなければならないとしています。

この提言において「変革的な教育」が学習者を支えなければならない4つの主要な領域が示されました。

①学ぶことを学ぶ (Learn to learn) :

「学ぶことを学ぶ」のは、一人一人の学習者が、基礎的な読解力、数的思考力等の知識・技能や社会情動スキル、共感力等を身に付けるためです。

②共に生きることを学ぶ

(Learn to live together) :

「共に生きることを学ぶ」ことで、学習者が、他者や社会・地球環境との間に、より良い関係を築くことと、能動的で責任ある市民となることを可能にします。

③やるべきことを学ぶ (Learn to do) :

「やるべきことを学ぶ」ことで、あらゆる年代の人々が、スキルアップやリスキリング等によって、社会参加や働くことができるよう

になります。

④(自分が)より良く生きるために学ぶ (Learn to be) :

「より良く生きるために学ぶ」とは、有意義な人生を送り、充実して生きるための価値観や能力を身に付けることを指します。

これら高次の教育目的を達成するために、この提言では4つの領域で変革が必要とされましたが、特に着目したいのが、「教師の変革」に関することです。

「教師」を優れた教育システムの根幹と位置付けた上で、「社会がどのように教師を評価するか」、「教師自身が、自らの役割にどのように取り組み、責任を果たすのか」という2点において、根本的な変化が必要であるとします。

教育のスタイルを「受動的な教育から能動的な教育へ」と変え、「上から下へ伝達するような一方的な教育から協調的な教育へ」と変化させるためには、教師が十分な訓練を受けるとともに、権限を与えられる必要があるとしています。

必要な訓練を受け、権限を与えられた教師は、子どもたちの経験や探究、好奇心に基づいた主体的な学びを促進するためのファシリテーター やガイドの役割を担うものとされます。

この提言が示す「教育システムや教師の役割を変革する必要性」や「教育により身に付けるべき資質・能力」の中に「知識・技能等の認知能力」だけでなく、「社会情動的スキルを含む非認知能力」をも併せて位置付けていることは、「教育のための新しい社会契約」に共通した要素であるとともに、次項で紹介するOECDが2015年に立ち上げた教育プロジェクト OECD Future of Education and Skills 2030（"OECD Education2030"）の方向性とも一致しています。

ウ OECD Future of Education and Skills 2030⁶ ("OECD Education2030")

OECD（経済協力開発機構）の教育プロジェ

⁶ OECD Future of Education and Skills 2030
<https://www.oecd.org/education/2030-project/>

クトと日本の教育行政は、深い関わりを持っています。

”OECD Education2030”プロジェクトでは、日本の学校教育の特徴である知・徳・体という全人的な教育等を日本から提案して全体の議論に影響を与えるとともに、プロジェクトの第1フェーズの成果として公表されたラーニング・コンパスにもそれらの要素が反映されました。

また、現行の学習指導要領の改訂においても、”OECD Education2030”における議論が色濃く反映されているなど、それぞれは、互いに影響を与え合う関係になっています。

”OECD Education2030”的特徴として、世界30カ国以上の国々の様々な関係者（政策立案者、研究者、学校管理職、教師、生徒、若者等）の共創によるアプローチがあります。具体的には、「子ども部会」において状況の異なる様々な国の子どもたちの参画による意見をプロジェクトの議論に反映させたことや、現場の教師や学校管理職が参画していること等を挙げることができます。

2015年にスタートした”OECD Education 2030”では、大きく2つの問が掲げられました。

○現代の生徒が成長して、世界を切り拓いていくためには、どのような知識、スキル、態度や価値観が必要なのか。

○こうした知識、スキル、態度や価値観を効果的に育成するために、学校や授業の仕組みをどのように変えるべきなのか。

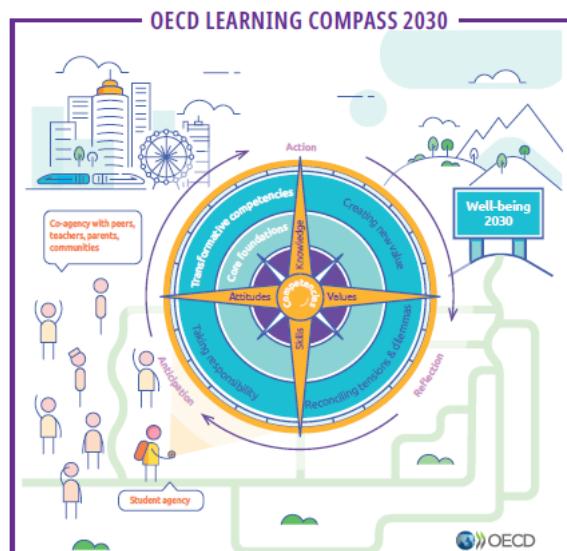
これらの問に対する答えとして、”OECD Education2030”は、「2030年の教育に求められる未来像」を描き、進化し続ける学習の枠組みとして「OECD Learning Compass（ラーニング・コンパス『学びの羅針盤』）2030」を提示しました。

「羅針盤」と表現することで、「生徒」は、教師の指導や指示をそのまま受け入れるのではなく、自分の意志で未知の環境を歩む必要があること、責任意識をもって自らが進むべき方向を見出す必要性があること、を強調しています。

ラーニング・コンパスが示す様々な資質・能力を手にした生徒は、目的意識を働かせ、自分自身の責任を果たし（＝エージェンシーを発揮）ながら、周囲の人々、事象、状況をより良くするために学び、個人や社会のウェルビーイングを目指して試行錯誤し、振り返りながら進んで行きます。

ただし、生徒がエージェンシーを発揮する（＝自律的に行動する）ということは、自分の利益のためだけに行動することではありません。

生徒は、周囲の様々な人と関わりを持ち、互いの意見や立場を尊重し合う経験を積みながら、エージェンシーを学び、育み、そして発揮していきます。



生徒が、仲間や教師、家族、コミュニティといった周囲の人たちと交流し、互いに良い影響を与え合い、高め合うこのような関係性をOECDは「共同エージェンシー（Co-Agency コ・エージェンシー）」という概念として提示しています。

群馬県教育ビジョンの策定にあたっては、こうしたラーニング・コンパスの理念を踏まえて、検討を重ねました。

（⇒P30 群馬県教育ビジョン「最上位目標」へ）

また、ラーニング・コンパスに係るコンセプトノートにおいては、教育システムの変革や教師の役割が変わることが必要なこと等、ユネスコの「新しい社会契約」や国連の「教育の変革サミ

ット」における緊急提言と同様の趣旨が提示されており、これらが現在から未来に至る世界に共通した課題であることを見て取ることができます。

実は、"OECD Education2030"プロジェクトは、発足の段階から日本と深い関わりを持っています。

2011年3月の東日本大震災発生の翌2012年から、被災地である東北地方3県において、

「OECD 東北スクール⁷」というプロジェクト学習が3年にわたり実践されました。この取組に参加した約100人の地元中高生の前向きな姿が、"OECD Education2030"プロジェクト発足のきっかけとなっています。

Ⅰ 「子どもの権利条約⁸」4つの原則

「子どもの権利条約」は、1989年の第44回国連総会において採択されました。ユニセフ(国連児童基金)は、この「子どもの権利条約」を活動の基盤とし、子どもの権利をあらゆる面で実現していくことを使命としています。

日本も1994年にこの条約を批准しており、日本の子どもたちにとって重要な条約です。

ユニセフは、世界各国で「Child Rights Education (CRE): 子どもの権利を大切にする教育」を推進しています。

子どもも大人も子どもの権利を理解し、その権利が実現される環境や学びをともにつくること、その過程で、子どもたちが人権とは何かを理解し、人権尊重の態度を養うこと、こうした取組を通して、大人も子どももお互いを尊重し合える、そして、全ての子どもたちの権利が守られる、学校・園づくりを目指すとしています。

日本の子どもたちが抱える問題としてよく取り上げられる、いじめや差別、自己肯定感の低さや無力感等も子どもの権利に深く関わる問題です。

「子どもの権利条約」では、子ども（18歳未

満）を「権利を持つ主体」と位置付けます。大人と同じように、一人の人間として持っている権利を認めています。

更に、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには、保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

また、全ての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障害のある子ども等、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約に書かれた他の権利を考えるときに、常に合わせて考えることが大切です。

①命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

②子どもにとって最も良いこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

③意見を表明し参加できること

子どもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人は、その意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況等、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

ユネスコの「私たちの未来を共に再想像する：教育のための新しい社会契約」においては、子どもたちの自主性と自由がサポートされなければ

⁷ OECD 東北スクールプロジェクト：OECD がカリキュラムを基本設計、被災地中高生約100人が主体性を發揮し、3年にわたりプロジェクト学習を実践 <https://www.oecd.org/tokyo/topic/oecd-tohokuschooljapanese/oecd-tohoku-school.htm>

⁸ 子どもの権利条約 <https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>

ならないこと、子どもたちが教育の将来に関する公開討論や対話に全面的に参加しなければならないことを掲げています。

また、国連の「教育変革サミット」においては、「ユース宣言」として、若者が望む変革に関する政策立案者への共同提言を打ち出しています。

この「ユース宣言」は、数か月に及ぶ協議を踏まえ、50万人近い若者からの提言を反映しています。宣言では、「世界の現状を修復し、立て直すためには教育の変革が必要である」と述べ、若者を受益者としてだけでなく、教育関係の政策立案と実施に係るパートナーとすることを求めています。

更に、“OECD Education 2030”プロジェクトでは、前述のとおり、世界各国の子どもや若者が参加した「こども会議」を開催し、様々な国々の子どもや若者の意見をプロジェクトにおける議論へ反映させています。

子どもや若者を大人と対等な主体と位置付けること、教育等の政策における意思決定に関与させることは、世界的に共通した方向性であり、日本でも令和5年（2023年）4月に施行されたこども基本法により、子ども政策への意思決定においては、子どもや若者の意見を聴取し、反映させることが義務付けられています。

この点について、群馬県教育ビジョンにおいては、「目標実現のために持ち続ける視点」の一つとして、「大人も、子どもも、社会的な“一人の主体”」を提示します。「目標実現のために持ち続ける視点」は、今後、教育に関する様々な施策や取組を検討したり、進めたりするときに、常に頭におく「道しるべ」として整理したコンセプトです。

ことに、このフレーズでは、「大人も」「子どもも」と併記することで、両者が対等であることを示し、子どもは、一方的に守られる・教えられる存在ではなく、自発的に社会に影響を与える存在であり、そのことを大人も、子ども自身も

認識することが、自他を尊重し、自ら行動する姿勢を育むことにつながることを表現しています。

（2）日本の教育と子どもの権利

ア こども基本法⁹の成立・施行とこども家庭庁¹⁰の設置

こども基本法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行されました。

また、それにあわせて、子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指して、こども家庭庁が発足しています。

こども基本法は、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映等について定めています。

また、こども基本法第11条において、国及び地方自治体に対して、教育を含む子ども施策を策定、実施、評価するに当たり、子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講じることが義務付けられています。

群馬県教育ビジョンの策定に際しては、第3回外部ヒアリングとして、群馬県内の高校生及び大学生の参加による「若者の意見聴取ワークショップ」を開催し、教育や学校に関する若者の意見を直接聴くための場としました。そこで得られた若者からの意見は、本計画にも反映しています。

（⇒詳しくは、P40コラム「第3回外部ヒアリング」及び別ファイルの開催レポート「若者の意見聴取ワークショップ」へ）

イ 国第4期教育振興基本計画¹¹の策定

国は、令和5年（2023年）6月16日に第4期教育振興基本計画を閣議決定しました。

⁹ こども基本法 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

¹⁰ こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/top/>

¹¹ 国：第4期教育振興基本計画

計画では、総括的な基本方針であるコンセプトとして、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5 つの基本の方針と、16 の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されています。

また、この計画策定に先駆けて、「令和の日本型教育」答申、「高等教育のグランドデザイン¹²」答申、「第3次学校安全の推進に関する計画の策定¹³」答申、「「令和の日本型教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方¹⁴」答申が示されました。

特に、令和4年（2022年）12月に答申された「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」においては、「令和の日本型教育を担う教師」のるべき姿として、

- ① 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ② 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ③ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

という3つの要素が示されました。

前述の「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」では、国の教育行政の方向性として、教師のるべき姿を示すことで、子どもの主体性を尊重する学びを推進しようとしています。

また、あわせて、教師という職業が、創造的で、魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができていることや、多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上によって、質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている、ということが理想的な姿であるとされて

ています。

ここに描かれた教職員とそれを取り巻く学校の理想的な姿は、現在の学校において常に課題となっている事柄と表裏の関係です。

こうした教員の役割の変化や仕事ぶりに関する数々の課題は、前述してきたように日本のみならず、先進諸国を含む世界に共通した課題となっています。

上記の3つの要素のうち、「教職生涯を通じて学び続けている」ことは、ユネスコの「教育のための新しい社会契約」でも重視されている要素です。

教育基本法第9条第1項に「絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」、第2項で「養成と研修の充実が図られなければならない。」と規定されています。また、教育公務員特例法第21条に「教育公務員は、（中略）絶えず研究と修養に努めなければならない。」、「研修の機会」として第22条に「研修を受ける機会が与えられなければならない。」と明記されています。

社会の急激な変化について、教育を取り巻く環境等にも様々な変化が次々と生じています。

教員には、新しいものごとに前向きに取り組み、チャレンジする姿勢や、変わりゆく状況に對して柔軟に対応できる資質・能力を身に付けることが必要です。そのためには、常に学び続ける姿勢が求められます。

また、教育委員会や学校は、教員が新しいものごとや、それらに対応するための知識や技能を身に付けるために必要な研鑽を積む機会を確保しなければなりません。

このような観点から、研修内容の充実や受講しやすい体制づくりに加えて、群馬県内の学校や教育委員会の関係者から成る「教職員の多忙化解消に向けた協議会」から示された「提言 R

¹² 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成 30 年（2018 年 11 月 26 日）中央教育審議会答申 第 211 号）

¹³ 第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年（2022年）2月7日中央教育審議会答申 第233号）

¹⁴ 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方

について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（令和4年12月19日中央教育審議会答申 第240号）

5」¹⁵を踏まえた子どもと向き合う時間の確保や、教員が新しいことを学ぶための時間、教員同士の学び合いの時間の確保等を進める必要があります。

(3) 日本の経済状況と教育の関わり

日本の名目GDPは、2000年以降、20年以上にもわたり、ほぼ横ばいのまま推移しています。下のグラフにあるように、主要諸外国と比較すれば、日本経済が低成長であることは明らかです。



人口が年々増加し続け、製造業を中心とした経済が右肩上がりの成長を続けていた時代にあっては、教室に集めた大勢の生徒に対して、教員が一斉に同じ内容を伝達する形の教育は、理にかなったものでした。ある程度の平均的な知識や技能を身に付け、礼儀正しく真面目で、指示によく従い、きちんと目的を達成するような人材を効率良く輩出することは、当時の社会情勢から見ても適していたと言えます。

しかし、現在の日本は、既に少子高齢化が進んだ状態であり、今後も人口減少が続くことが確実に見込まれます。必然的に働き手は不足し、一人当たりの労働生産性を高めることや高齢者や女性が労働市場にこれまで以上に積極的に参入することが必要とされています。

前述したとおり、私たちは将来の見通しが難しく、予測困難な時代に直面しています。

このような状況にあっては、これまでの教育

で重視されてきたような「はじめから答えの決まっている問題を素早く解ける力」や、「指示されたことをきちんとやりとげる力」だけでは不十分であることが予想されます。

環境問題や社会課題、国際紛争といった、様々な要素が絡みあった複合的な課題を解決に導くためには、自らの頭で考え、身に付けた知識や技能を組み合わせながら、周りの人たちと対話を重ね、協力しながら解決へと導いていく力が必要となります。

2 群馬県の状況

(1) 本県における教育計画の策定経過

本県は、旧教育計画である「新ぐんま教育プラン」の計画期間（平成13～17年度（2001～2005年度）満了以降、教育に関する県計画を策定していませんでしたが、学力向上やいじめ・不登校問題、文化・スポーツ振興等の課題に総合的、一体的に取り組んでいくため、教育基本法に基づく群馬県教育振興基本計画（計画期間：平成21～25年度（2009～2013年度）の5年間）を平成21年（2009年）2月定例県議会の議決を経て平成21年（2009年）3月に策定しました。その後、第2期群馬県教育振興基本計画（計画期間：平成26～30年度（2014～2018年度）の5年間）を県議会平成26年（2014年）第1回定例会の議決を経て、平成26年（2014年）3月に策定しました。第3期群馬県教育振興基本計画（平成31（令和元）～令和5年度（2019～2023年度））は、平成31年（2019年）第1回定例会の議決を経て、策定しました。

(2) 本県に特有の課題など

ア 本県の人口減少を巡る状況

群馬県の人口は、平成16年（2004年）を境に減少が続いている。

年齢別では、14歳以下の年少人口が令和元～令和11年（2019～2029年）の10年間で18.5%減少し（23万1千人→18万8千人）、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が9.2%減少す

¹⁵ 「提言R5」（令和4年12月23日「教職員の多忙化解消に向けた協議会」）：学校や教育委員会における具体的業務について、廃止・縮小・ICT化の観点からの改善例が示された。群馬県教育委員会で

る（112万6千人→102万3千人）と推計されています。一方で、65歳以上の高齢者人口は2.3%増加（57万9千人→59万2千人）し、その内、75歳以上の後期高齢者人口は、25.0%増加する（29万4千人→36万7千人）と推計されています。

イ 気象状況の変化や自然災害の状況

地球温暖化の影響から、近年、猛暑日の日数が急激に増加しています。令和5年（2023年）夏（6～8月）における日本の平均気温は、明治31年（1898年）以降で最も高くなりました。9月平均気温偏差は、東日本で+3.1°C、西日本で+2.3°Cとなり、昭和21年（1946年）の統計開始以降、9月として1位の記録的な高温となりました（※気象庁報道発表資料）。

群馬県（前橋市）の年平均気温は、変動を繰り返しながら、100年当たり2.0°Cの割合で上昇しています。特に最近の30年間は、気温の上昇傾向がより顕著に現れており、群馬県は、全国的にも夏場に非常に暑いことで認知度が高まっています。

学校生活においても熱中症のリスクが非常に高まっており、授業中のエアコンの稼働は避けられない状況です。

今後は、普通教室以外の学校設備についても空調整備の必要性を議論していく必要が強まっていくものと考えられます。

群馬県では、他県に比べて災害が少ないという意識が強くありますが、従来の想定を超える異常気象や水害が国内外で頻発していること、国内で大規模地震が予測されていること等を踏まえて、防災や安全に関する意識を向上させることが必要です。

ウ 新型コロナウイルス（COVID19）パンデミックの影響とDX（デジタルトランスフォーメーション）や生成AI等の技術革新の進展

令和元年（2019年）後半から世界中で猛威を振るったCOVID19（新型コロナウイルス）パンデミックは、社会、経済、教育等あらゆる分野において大きな打撃となりました。

学校教育においては、対面での授業、会話や

交流が制限されました。対人関係の構築が困難となったことや外出等の行動制限によるストレス等が不登校児童生徒の増加の要因の一つになり、令和5年（2023年）5月にCOVID19が感染症分類5類へ移行した後も、その影響は色濃く残っています。

一方で、学校教育の現場において、対面で行う取組の大切さが再評価されると同時に、それまで当たり前とされてきた学校行事等の実施方法や必要性自体を根本的に見直す機会にもなりました。

また、感染症対策の一環として行動制限や在宅勤務が推奨されるに伴い、諸外国と比較し、日本国内におけるICT利活用の立ち後れが顕著となりました。教育現場においても、学校現場への端末やインターネット環境の整備が急ピッチで進められ、群馬県では、令和2年（2020年）4月に全県的な1人1台端末の整備が決定され、教育現場でのICT活用が急速に推進されました。

エ 本県の経済と今後の産業政策の方向性

令和6年（2024年）3月に策定された群馬県産業振興基本計画（計画期間：令和6年（2024年）4月～令和10年（2028年）年3月）においては、令和5年（2023年）4月に公表された「ぐんま未来産業アドバイザリーボード報告書」の「目指すべき未来産業の姿」や「群馬の新たな産業政策モデル」の実現を目指すものとして、基本理念に「産業構造の変革を好機と捉えて、群馬モデルによる未来産業を創造」を掲げています。

群馬県産業の強みを生かし、多様な人材を巻き込み、新しい考え方等を取り入れ、「自動車産業」から「モビリティ産業」への変革、新産業の創出、デジタル・クリエイティブ産業の集積等、10年後、20年後の未来を見据えた未来産業の創造を目指していくものです。

基本理念の下、5つの基本方針として「産業構造の転換と人的資本への投資・リスクリング」、「新産業の創出、未来創造型企業の誘致・集積」、「地域企業の成長支援と高付加価値化」、「クリエイティブの発信源」、「リトリートの聖地」を

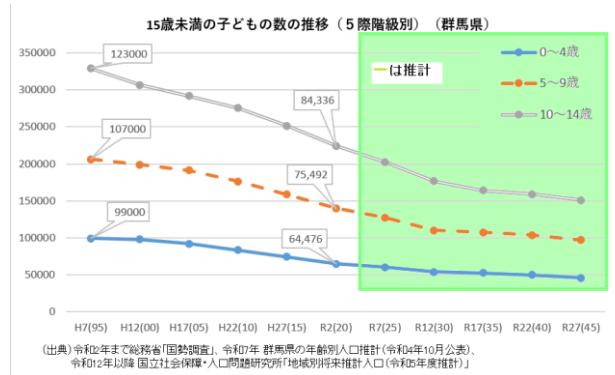
掲げるとともに、2040年の群馬県産業の目指す姿として、「デジタル・クリエイティブ産業」が製造業に次ぐ新たな産業の柱の一つとなるビジョンを示し、大学等と連携したデジタル・クリエイティブ人材の育成や海外企業も含めた未来創造型企業の誘致・集積等によって、群馬県ならではの地域経済循環の形成と1人当たり県民所得の向上を目指す内容となっています。

(3) 群馬県の教育の現状

ア 児童生徒数の急激な減少

人口全体の減少を上回るスピードで、児童生徒数が減少していくことが見込まれています。

下のグラフに見えるように、令和2年(2020年)の15歳未満人口は、グラフのスタート地点としている平成7年(1995年)の70%近い数値となっています。



第2次ベビーブーム世代の出産行動が落ち着いたタイミングを迎えることや、本計画の計画期間における子ども数の減少スピードは更に加速することが見込まれます。

このように児童生徒数が急激に減少していく状況において、適切かつ持続的な学校の在り方に関する検討を進めることや、子どもたちの文化芸術活動やスポーツ活動の機会を維持するための取組を進めていく必要があります。

従来と同じ形のまま全ての学校活動を維持することは困難です。これまで以上に地域や保護者、民間企業等と学校の関わりを深め、学校の枠を超えて、学びを広げていくことが必要になってきます。

また、高齢者人口の増加とともに、生涯学習の

重要性が高まっています。高齢者個人の学習機会の提供に留まることなく、社会課題の解決に向けた取組への参加や地域コミュニティの活性化につながるような生涯を通じた学びを推進することが必要です。

イ 学習に関する状況

文部科学省は、平成29年（2017年）3月に学校教育法施行規則の一部改正及び学習指導要領の改訂を行いました。小学校から段階的に施行されてきましたが、令和4年度（2022年度）からは全学校種で全面施行されています。

① 改訂の基本的な考え方

- (ア) ・教育基本法、学校教育法等を踏まえ、我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。
- ・「子供たちに求められる資質・能力とは何か」を社会と共に共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

(イ) 平成20年（2008年）改訂の学習指導要領の枠組み等を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

(ウ) 特別教科化が先行した道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

② 育成を目指す資質・能力の明確化

中央教育審議会答申においては、「予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をより良いものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、より良い社会と幸福な人生の創り手となる力」が重要とされるとともに、こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であること、そのために学校教育が強みを発揮することが必要であるとされました。

また、世界的な潮流である「汎用的な能力の育成」を踏まえ、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力」等をバランス良く育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされています。

「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を

(ア) 何を理解しているか、何ができるか
：生きて働く「知識・技能」の習得

(イ) 理解していること・できることをどう使うか：未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成

(ウ) どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか：学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

の三つの柱に整理しています。

また、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がされています。

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子どもたちが、生涯にわたり能動的に学び続けるようになるためには、学習の質を一層高める授業改善の取組の活性化が必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の推進が求められています。

④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善等を通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験

活動の充実、外国語教育の充実等について総則や各教科等において、その特質に応じて内容や取扱いの充実が図られています。

令和5年度（2023年度）全国学力・学習状況調査の結果における平均正答率は、小学校の国語では全国平均とほぼ同程度、算数は全国平均を若干下回り、思考・判断・表現に関わる設問での課題が見られました。中学校では、国語と英語は全国平均を上回りました。数学はほぼ同程度でしたが、自然数、比例定数、四分位範囲等の意味を理解することに課題が見られました。

また、英語教育実施状況調査によると、英語力が一定レベルに達している生徒の割合は高水準を維持しており、中高生の英語力は着実に向上しています。

ウ 生活習慣・生活規律の状況

児童生徒が、社会の中で自分らしく生きられる存在となるべく、自発的・主体的に成長したり、発達したりする過程を支える教育活動が「生徒指導」です。

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性を見つけて出し、当人のよさや可能性を伸ばすことや、社会的な資質・能力の発達を支えるために実施されます。また、同時に、「自己の幸福追求」と「社会に受け入れられる自己実現」を支えることも目的としています。

こうした目的を達成するためには、児童生徒一人一人が、「自己指導能力」を身に付けることが必要であるとしています。

「自己指導能力」とは、「児童生徒が、深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をするべきか』考えて、主体的に問題や課題を発見し、自己的目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力」とされています。

「自己指導能力」の意味するところは、OECDが提唱し、群馬県教育ビジョンが最上位目標に掲げる「エージェンシー」の概念と同じ趣旨であると考えられます。

こうした生徒指導の理論・考え方や実際の指導

方法をまとめた「生徒指導提要」が、令和4年（2022年）12月に12年ぶりに改訂・公表されました。

この改訂のポイントは、大きく次の3点です。

（1）積極的な生徒指導の充実

児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するためとして、「目前の問題に対応する」という課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれました。

（2）個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映

平成22年（2010年）に初めて生徒指導提要が作成された時から、社会環境（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）は大きく変化しています。今回の改訂では、新たな個別の重要課題やそれらに応じた対策等が反映されています。

例えば、「性的マイノリティ」に関する課題と対応や、「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」として、「発達障害に関する理解と対応」、「精神疾患に関する理解と対応」、「健康課題に関する理解と対応」、「支援を要する家庭状況」が加えられています。

生徒指導の主役は子どもであり、教職員は児童生徒の成長・発達を支持するサポート役です。生徒指導は、一人一人のよさを認め、その可能性を広げていくことを目的としていることを忘れてはいけません。

（3）学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら生徒指導の充実を図ることを重視しています。

特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方方が役に立つと考えられています。

Ⅰ 体力・運動能力の状況

群馬県の児童生徒の体力は、令和4年度（2022年度）全国体力・運動能力、運動習慣調査¹⁶の結果では、小中学校の男女ともに全国平均を上回る結果となっています。また、小中学校ともに、体育・保健体育の授業以外で、体力・運動能力の向上に係る取組を行った学校数も全国平均を上回りました。

上記調査における体力合計点は、令和元年度（2019年度）調査から連続して小中学校の男女ともに低下しました。コロナ禍における行動制限等が影響していると考えられます。

Ⅱ 特別支援教育の状況

児童生徒数が急激に減少している現在も、特別支援教育を必要とする児童生徒の数は増加傾向です。これは、発達障害等への理解が深まったり、特別支援教育に対する保護者や学校関係者の理解が深まったりしたことにより、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増えたことが理由と考えられます。

群馬県の特別支援学校高等部卒業生の一般就労率は、全国平均以上の水準が続いており、今後も本人の希望を尊重しながら、取組を進めていく必要があります。

群馬県では、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上又は生活上に困難を抱える全ての幼児児童生徒の将来の自立と社会参加を見据え、一人一人の能力と可能性を最大限伸長する教育を推進していきます。

Ⅲ 外国人児童生徒の状況

群馬県では、ブラジル人をはじめとする数多くの外国人が居住しており、その数は年々増加しています。それに伴い、外国にルーツを持つ児童生徒の数も増加しており、こうした子どもたちの学びをどのように支えていくかが大きな課題です。

群馬県は、「群馬県多文化共生・共創推進基本計画¹⁷」を令和4年（2022年）3月に策定し、「国

¹⁶ 令和4年度（2022年度）全国体力・運動能力、運動習慣調査
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1411922_00004.html

¹⁷ 群馬県多文化共生・共創推進基本計画
<https://www.pref.gunma.jp/site/tabunka/4085.html>

籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、誰一人取り残されることなく、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を活かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらす社会」を目指しています。

この目指す社会の実現に向け、学校教育は非常に大きな役割を果たすことになります。

児童生徒の多様性を相互の学びに生かし、自文化・他文化に対する知識や、多様な見方や考え方を受け入れようとする寛容な態度等を育む多文化共生教育を実践していきます。

外国人児童生徒等を学校に受け入れる際には、様々なハードルがあることが想定される一方で、学校にとって子どもたちにとっても、次のような良い影響が期待できます。

- 多様な価値観、文化的背景、考え方に対する理解で、日本の児童生徒も、外国人児童生徒等も、ものの見方や考え方を広がり、異文化を理解し、尊重し合う態度が育まれます。
- 外国人児童生徒等への対応は、一人の担任や日本語指導担当だけでは難しいため、教職員同士の連携を深める機会が増え、関係する教職員全員で、全ての児童生徒を見ていこうとするインクルーシブな学校文化が育まれます。
- 日本語指導が必要な児童生徒にわかりやすい授業は、他の多くの児童生徒にとってもわかりやすい授業です。外国人児童生徒等の教育に関わることで、説明や指示、発問等が自然と工夫されたものに変わり、教職員自身の職能成長にも結び付きます。

外国籍の子どもに就学義務はありませんが、子どもの権利条約等を踏まえ、希望する場合は、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されています。最終的に、日本の学校への就学を希望しない場合もありますが、保護者の就学判断に至るプロセスを地域差なく、より適正なものにしていくことが求められています。

キ 不登校児童生徒の状況

令和4年度（2022年度）に実施された文部科学省調査¹⁸の結果によると、群馬県内の中学校における長期欠席児童生徒数は、6,227人（前年+889人）であり、このうち不登校児童生徒数は、4,382人（前年+601人）で、不登校児童生徒の割合は、3.13%（前年+0.49%）です。

不登校児童生徒数は、小学校では10年連続増加、中学校では9年連続増加となっています。

こうした傾向は、当該調査の全国結果にも共通しており、不登校児童生徒数のみでなく、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数、そのうちの重大事態の発生件数、自殺した児童生徒数、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数も過去最多という結果となりました。

また、ヤングケアラーや児童虐待等、家庭の外から見えにくい、気付かれにくい問題が起こりうることを絶えず意識していくことも大切です。被害を受けている本人が、被害に気付けていない場合もあるため、難しい課題です。

新型コロナウイルス感染症等に関連したストレスや、周りとの人間関係の作りにくさ、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性等、周囲の大人が早期に子どもたちのSOSを受け止め、一人で抱え込まずに組織的対応を行い、外部の関係機関等とも積極的に連携して対処するなど、きめ細かな対応が必要となっています。

こうした状況は、児童生徒や社会が多様化している状況に学校が対応しきれなくなっていることも原因の一つかもしれません。学校も含めた社会全体が様々な変化を前に岐路に立たされ、変わることを求められています。学びの多様化学校（不登校特例校）等、新たな取組についても前向きに検討を進めていく必要があります。

ク 非認知能力育成に係る取組

現行の学習指導要領では、子どもたちに必要とされる資質・能力の3つの柱として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向か

¹⁸ 文部科学省「令和4年度結果 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査情報から独自集計したデータを

掲載。元となる調査結果は文部科学省HPに掲載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm

う力、人間性等」を認知能力だけでなく非認知能力の要素も踏まえて示しています。特に「学びに向かう力、人間性等」に非認知能力の要素が色濃く現れています。

群馬県は、令和5年（2023年）に県内の全ての高校で、OECDの社会情動的スキルに関する調査¹⁹（SSES）を実施しました。（調査結果は令和6年度（2024年度）に公開予定）

この調査への参加を契機として、群馬県は、県内の公立学校において非認知能力の育成に向けた取組に着手しています。今後は、非認知能力の評価・育成に係る群馬モデルの検討・普及に取り組んでいくこととしています。

非認知能力については、これまで学校教育全般を通して伸ばしていくために様々な取組がなされてきています。達成感や自己肯定感等の「やる気」に関する要素や粘り強く取り組む態度等の「非認知能力」と、学力や運動能力に代表される「認知能力」は、互いに強く関わりがあるからです。

例えば、「勉強（認知能力）」が「できた（伸びた）」ことで、「もっとやれる」という気持ち（非認知能力）が強まって、更に「できる」ことへ向かうというように、強め合う関係も持っています。それと同時に、相互に悪い方へと強め合う場合も十分にあります。

従来の教育で重視されてきた認知能力だけではなく、いわゆる非認知能力や社会情動的スキル等を教育の立場から重視していくことは、世界的な流れでもあります。

ケ インクルーシブ教育の方向性

インクルーシブ教育は、全ての子どもたちが、共に学ぶことを通して、障害の有無、国籍、性差等を越え、共生社会の実現を目指すものです。

世界に目を向けると、障害のある子どもと障害のない子ども、他国から移住してきた子どもと地元の子どもたちが、お互いに多様性を認め合い、共に学ぶ、インクルーシブな教育を、一人一人の教育的なニーズにしっかりと対応しながら実施している国や地域があります。

一方で、個別の支援が不十分なまま、多様な子どもたちに対して同一の環境で教育を行っている国や、子どもたちの障害の程度や状態等によって福祉や医療の分野のみでカバーすべき対象として、教育の対象にしない国もあります。

日本は、令和4年（2022年）9月に国連の権利委員会から「分離された特別教育を終わらせること」、「全ての障害児が通常の学校を利用する機会を確保すること」が勧告されました。この勧告を受けて、国においては今後の特別支援教育の在り方やインクルーシブな教育に関する検討を始めています。

群馬県においても、国連の障害者権利条約やユネスコのサラマンカ宣言等を踏まえたインクルーシブな学校の考え方、海外事情や最新の研究状況等の情報収集等、調査研究に取り組み、検討を進めています。

群馬県ならではのインクルーシブな教育の構築に向けては、全ての子どもたちが協働する学びと、その子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びを両輪とした教育の充実が必要と考えています。

また、このようなインクルーシブな教育を推進するためには、児童生徒、保護者、教職員等、関係者の理解が大切であり、丁寧な説明を行っていくことが求められます。

コ 公立学校教職員の状況

教職員の仕事が過重であり、それに見合った賃金が支払われない——いわゆる「ブラック職場である」というイメージが、世間に定着したことでも要因の一つとなり、近年の公立学校教員の志望者数は減少しています。

前述した人口減少の影響もあり、労働力人口自体が急激に減少しつつある中で、新たな教員志望者を確保することは、教育の質を確保するという意味合いから喫緊の課題となっています。

他県と比べ、群馬県の令和6年度（2024年度）採用教員の倍率は3.5倍であり、大都市圏よりも高い水準は保っているものの、低下傾向であるこ

¹⁹ 社会情動的スキルに関する調査（SSES）
<https://www.oecd.org/education/ceri/social-emotional-skills-study/>

とは紛れもない事実です。

いわゆる「働き方改革」によって、働くための環境や条件を改善していくことに加えて、教員という仕事が、魅力ある、やりがいのある職業であることを改めて社会的に認知してもらえるような取組が必要となっています。

群馬県では、令和4年（2022年）12月14日に「令和4年度（2022年度）教職員の多忙化解消に向けた協議会」（以下、この項で「協議会」という。）が開催され、在校等時間の状況に係る調査結果等、関係各課からの報告に続いて、具体的な多忙化解消に向けた取組について議論されました。

その議論の中で、様々な業務や行事等について「廃止・縮小・ICT化」の観点で見直し、「提言R5」として取りまとめることが確認され、「学校向け提言」、「教育委員会向け提言」、「保護者・地域・関係団体向け提言」の3種類の「提言R5」が各関係者あてに発出されました。

今後、今まで世間から教員や学校に対して過剰に期待されてきた「こうあるべき」という役割 자체を見直すことへ理解と協力をお願いしていきます。

こうした取組を進めることによって、教員が子どもに向き合う時間や、新たなことを学ぶ時間、教員同士が支え合う時間を確保できるようにしていきます。

今後は、この「提言R5」の方向性を引き継ぎながら、毎年、協議会から示される働き方に関する提言を受けて、各市町村教育委員会及び各学校、県教育委員会、関係機関等で課題を共有し、保護者・地域・関係団体からの理解と協力を得て、引き続き教職員の多忙化解消に向けた取組を進めていきます。

（4）第3期群馬県教育振興基本計画の主な成果

と課題

第3期群馬県教育振興基本計画は、基本目標を「たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」とし、それを具体化するために、「生涯にわたり一人一人が持つ個性や能力を伸ばし、可能性を育むために、自ら学び、自ら考える力を育成する視点」

と「誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う社会をつくる視点」の2つの視点を設定しました。そして、この基本目標等を実現するため、8つの基本施策と19の施策の柱、43の取組を定め、取り組んできました。

しかし、計画期間のほとんどが新型コロナウイルス禍と重なったこともあり、当初に想定していた多くの目標が達成できない状況となりました。

一方で、令和2年度（2020年度）以降、群馬県内の全ての公立学校において、児童生徒の1人1台端末が急速に整備され、オンライン授業の実施やICT等のデジタルツールの日常的な利活用等が進みました。今後は、これらを更に深化させていくことが新たな課題となっています。



コラム「OECD ラーニング・コンパス」（第1回 外部ヒアリングから）

群馬県教育ビジョンの策定過程では、様々な専門家の方々に御協力をいただきました。

第1回外部ヒアリングでは、OECD 教育スキル局シニアアナリストの田熊 美保 氏から、最上位目標に掲げる「エージェンシー-Agency」と群馬県教育ビジョン全体のベースとした「ラーニング・コンパス」をテーマに話題提供をいただきました。田熊氏には、その後もたびたび相談させていただき、日本 OECD 共同研究の一環として、多大な御助力をいただきました。

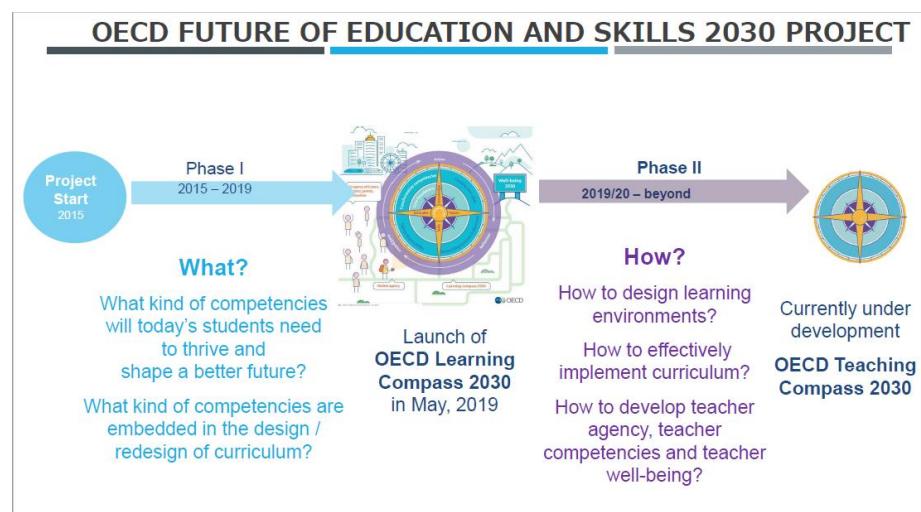
群馬県教育ビジョン本文（P13～15）に記載したように、「ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）」は、日本の学習指導要領や生徒指導提要にも強い影響を与えていますが、その概念を理解するのは容易ではありませんでした。そのため、田熊氏から「ラーニング・コンパス」と「エージェンシーの概念」に焦点を当てる形で御説明をいただき、懇談会委員との間で質疑応答が交わされることで、その後の最上位目標や学習者像に関する議論を深めることにつながりました。

田熊氏からは、エージェンシーについて、「より良い未来を当事者（主体）として創るため」「自分の人生及び周りの世界に対して良い方向に影響を与える能力や意志があると信じることができる（＝自らの在り方（Being）を肯定できる）、自己効用を感じられる、自らの存在・周りの物事に意味を見いだせる（Meaning making）」ことや「そういった変化を起こすために（doing/actioning）、目的を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力」とされました。そして、「エージェンシーは、様々なコンピテンシーを身に付けた先で初めて身に付くものではなく、一人一人の子どもたちは生まれつきエージェンシーという『より良くなろうと成長する力』を持っていて、それは伸ばすことも、損なうこともできる」ということでした。

学校教育に携わる立場では、子どもたちに対して「教え・育てる」ことを前提として考えていたため、田熊氏の説明にはインパクトがありました。「生まれた時点では『0』の状態にある子どもたち」「教えてあげなければいけない」という立場と、「子どもたちは生まれた時点で元々成長する力（エージェンシー）を持っていることを前提とする立場」には大きな違いがあります。ただ、そこには、いずれも「どのようにすれば子どもたちのより良い未来につながるのか」という点は共通しています。

また、日本の若者の特徴として、「（東アジアに共通した傾向ではあるものの）失敗を極端に恐れる傾向が強いこと」、教員の生徒への関わり方について「弱点を指摘することが多く、強みを伸ばすためのアドバイスが少ない」傾向があることについてもデータに基づいて説明がありました。その後の相談の中では、「日本の学校や教員は、世界の中でもとても優秀であること」、「もっと自信を持つてほしいこと」についても繰り返し言及がありました。

田熊氏から助言を受けた内容については、策定懇談会での議論を経て、群馬県教育ビジョン全体に反映しています。



コラム 「ウェルビーイング」(第2回外部ヒアリングから)

「獲得型の幸福感」だけでなく、日本人が大切にする「協調型の幸福感」を考える
みんな一人一人が、より幸せであり続けるために必要なことは何なのか

第2回外部ヒアリングでは、京都大学 人と社会の未来研究院長 内田 由紀子 教授から「ウェルビーイング」をテーマに御講演をいただきました。

ウェルビーイングという言葉は、様々な分野で最近よく聞かれるようになりましたが、まだ一般になじみがあるとまでは言えません。一方で、新しい国の教育振興基本計画（御講演時は案の段階）においても、「基本コンセプト」の一つとして掲げられていました。

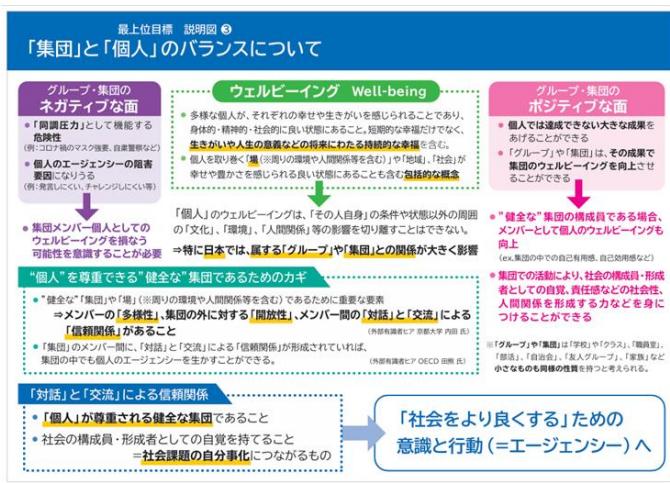
群馬県教育ビジョンの策定に当たっては、「ウェルビーイング」への理解を深めることが必要と考えました。幸いに、「文化的幸福感」研究の第一人者であり、中央教育審議会におけるウェルビーイングに関する検討において中心的役割を担つていた内田教授からお話を伺うことができました。

しばしば話題となる「日本人の幸福度の低さ」について、欧米型の価値観で重視される自己肯定感や自己実現等、個人が獲得・達成する能力や状態に基づき、それらが高まっていることで幸せを感じる「獲得型のウェルビーイング」を尺度とした場合の評価であることを説明いただきました。そして、この「獲得型のウェルビーイング」に対して、日本人が日常的に重視する利他性、協働性や社会貢献意識等、人とのつながりや関係性に基づき、例えば自分でなく周りの人や大切に思う人が幸せであることに幸せを感じたり、平凡であっても安定した日常を過ごすことができていることに幸せを感じたりする「協調型のウェルビーイング」という考え方方が紹介され、後者の要素を盛り込んだ調査では、日本人の幸福度は他国と比べて低いとは言えない結果だったとの研究成果は、非常に印象的でした。

また、日本社会で特徴的とされる「集団」と「個人」の関係性と、本人が「属する集団」が「個人のウェルビーイング」に与える影響等、日常生活の中で漠然と感じていた様々な要素が言語化されることで、「獲得型のウェルビーイング」と「協調型のウェルビーイング」の双方を高めていくためにはどうしていけばいいのか、理解を深めることができました。

こうした内田教授の御説明を元に、群馬県教育ビジョンにおける「ウェルビーイング」の考え方について、計画全体のキーワードと位置付けていた「エージェンシー」と最上位目標へのつながりを整理したものが、下のイメージ図です。

下の図では、さらにグループや集団のポジティブな面とネガティブな面を可視化し、現状の認識につなげるとともに、集団と個人のあるべき関係性と、そのためのカギとなる「対話」「交流」「信頼関係」を示しています。この「対話」「交流」「信頼関係」という要素は、OECD ラーニング・コンパスでも重要視されており、群馬県教育ビジョンにおいても、様々な理念や取組の根底に不可欠な要素として位置付けています。



※イメージ図は資料編 P5 に再掲します。

【用語解説】

- 同調圧力：集団において、少数意見を持つ人に対して、周囲の多くの人と同様に考え方行動するよう、暗黙のうちに強制すること。
- 場：周囲の人間関係や環境を含む概念。職場や地域、街等、個人の集合体。空気感や価値観の共有等を生み出す。

